

西松庵ケアプランセンターのご案内（重要事項抜粋）

1. 事業者

(1) 法人名	医療法人 健泉会	(4) 電話番号	072-954-3301
(2) 法人所在地	大阪府羽曳野市恵我之荘1丁目8番12号	(5) 設立年月日	平成5年12月16日
(3) 代表者氏名	理事長 島田 健一		

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	居宅介護支援
(2) 事業所の目的	事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う事を目的とする。
(3) 事業所の名称	医療法人健泉会 西松庵ケアプランセンター
(4) 事業所の所在地	大阪府羽曳野市恵我之荘1丁目10番14号
(5) 電話番号	072-931-0733
(6) 事業所長	(管理者) 岩木 育子
(7) 運営の方針	・利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとする。 ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行う。 ・事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
(8) 開設年月日	平成17年5月1日

3. 営業日と営業時間

◎ 営業日	月曜日から土曜日（12月30日～1月3日までを除く）
◎ 営業時間	午前9時～午後6時

4. 職員の配置状況（令和7年10月1日時点）

◎ 管理者	1名（常勤）
◎ 介護支援専門員	3名（常勤2名※ 非常勤1名）※うち1名は管理者と兼務

5. 提供するサービスの内容

利用者からの依頼により居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。作成にあたっては、依頼・相談内容や利用者の状況等から課題分析を行い、サービス担当者会議を開いて各担当者からの意見を踏まえて行います。作成したケアプランは説明し同意を得ます。居宅サービス事業者等とも連携し、サービス実施状況の把握や評価を行い、必要に応じて情報共有も行い、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援します。

6. 利用料金

以下の料金が介護報酬として支払われますが、利用者が負担する金額はありません。

取扱い件数区分	要介護度区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人未満又は45人以上の場合において45人未満の部分	居宅介護支援費i 11,316円	居宅介護支援費i 14,702円	
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人以上の場合において、45以上60未満の部分	居宅介護支援費ii 5,668円	居宅介護支援費ii 7,335円	
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費iii 3,396円	居宅介護支援費iii 4,397円	

※上表の金額について、たとえば事業所が高齢者の虐待防止の取り組みを行えていない等の事由により、減算されることがあります。

加算料金

加算名称	金額	備考
初回加算	3,126円	新規計画作成時や区分が2区分以上変更後の計画作成時に算定
入院時情報連携加算I／II	(I) 2,605円 (II) 2,084円	入院時早期に必要な情報を入院先に提供している場合
退院・退所加算	4,689円 ～ 9,378円	退院や退所時に病院や施設の職員と面談し必要な情報提供を受けて居宅サービス計画を作成した場合（初回加算との併算定なし）
退院時情報連携加算	521円	医師等の診察を受ける際に同席し要件を満たした場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,168円	ターミナルの際に要件を満たした場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,084円	病院等の求めにより医師または看護師等とご自宅を訪問し、カンファ

		レンスや必要に応じてサービス利用調整を行う場合
--	--	-------------------------

7. 秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者」という）は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

8. 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、他の介護サービス事業者との連絡調整、体調等を崩し又はけが等で病院に行った時に医師看護師等に説明する場合において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、他の介護サービス事業者との連絡調整、体調等を崩し又はけが等で病院に行った時に医師看護師等に説明する場合において、利用者の家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
- (4) 事業者は利用者及びその家族の個人情報の利用目的を変更する場合には、その内容を利用者及びその家族に対して書面により通知もしくは事務所内に掲示するなどの方法により公表します。

9. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、医療法人健泉会しまだクリニックをはじめとする医療機関と連携し、緊急時は適切な処置及び管理の他、入院先の確保を依頼する等の必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 岩木 育子
-------------	-----------
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. サービス提供に関する相談、苦情について

苦情処理の体制及び手順

- ① 提供したサービスにかかる利用者及びその家族からの相談の及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・ 苦情や相談があった場合は、状況を詳細に把握するために、必要な聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。
 - ・ 対応内容に基づき、必要に応じて、関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

苦情申し立て窓口

<p>【事業者の窓口】</p> <p>西松庵ケアプランセンター相談室</p> <p>担当者： 岩木 育子</p>	<p>所在地 羽曳野市恵我之荘1丁目10番14号</p> <p>TEL 072-931-0733 FAX 072-931-0737</p> <p>受付時間 月～土 午前9時～午後6時</p>
<p>【市町村の窓口】</p> <p>羽曳野市保健福祉部福祉指導監査課</p>	<p>所在地 羽曳野市誉田4丁目1番1号</p> <p>TEL 072-958-1111 FAX 072-950-2536</p> <p>受付時間 月～金 午前9時～午後5時半</p>
<p>藤井寺市福祉部高齢介護課</p>	<p>所在地 藤井寺市岡1丁目1番1号</p> <p>TEL 072-939-1111 FAX 072-952-9503</p> <p>受付時間 月～金 午前9時～午後5時半</p>
<p>松原市保健福祉部高齢介護室</p>	<p>所在地 松原市阿保1丁目1番1号</p> <p>TEL 072-334-1550 FAX 072-337-3005</p> <p>受付時間 月～金 午前9時～午後5時半</p>
<p>【公的団体の窓口】</p> <p>大阪府国民健康保険団体連合会介護保険室</p>	<p>所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号</p> <p>TEL 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417</p> <p>受付時間 月～金 午前9時～午後5時</p>